

議 第 1 3 号 議 案

柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を
求める意見書の提出について

柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を求める意見
書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年9月25日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を求める意見
書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出し
ます。

柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を
求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛や吐き気などの健康被害を訴える人が増加している。

また、特定非営利活動法人日本消費者連盟が、2017年に2日間にわたり開設した相談窓口「香害110番」には、柔軟仕上げ剤等の香りについて、213件もの相談が寄せられた。

こうした中、業界団体である日本石鹼洗剤工業会は、2018年7月、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を改定し、香りに関する注意喚起として、柔軟仕上げ剤の容器等に周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示することとした。しかしながら、この問題の根幹は、消費者に対し香料が与える健康被害の実態解明が進んでいないこと、また、自ら使用する柔軟仕上げ剤の香料が他人に頭痛や吐き気などの苦痛を与えている場合もあることについての理解が社会全体として進んでいないことにある。

よって、富士見市議会は、政府に対し、消費者の健康で安心な暮らしに資するよう、香料の成分の安全性や香料による健康被害の実態を徹底して検証した上で、実効性のある施策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
文部科学大臣 萩生田光一様
厚生労働大臣 加藤勝信様
経済産業大臣 菅原一秀様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
衛藤晟一様